

大阪市水道局施設資材供給者
承認申請書作成要領

令和 7 年 1 0 月

大阪市水道局

大阪市水道局（以下「当局」という。）が発注する電気・機械設備工事において設置する機器のうち、特に必要と認める主要機器については、品質、機能、安定性等を確保するために、資材供給者に関する承認制度を設けており、次の要領で承認申請者を受け付けます。

なお、この承認制度は、契約にあたって優先的地位を付与するものではありません。

1 指定品目

施設資材のうち、品質、機能、安定性等を確保するために、当局の仕様に適合する機器材の設計、製作が可能な資材供給者を登録する必要があるもの。（具体的な品目は別表－１「指定品目一覧」を参照）

2 申請資格要件

- （１）機器の製作に十分な技術、経験、品質管理能力があり、当局の仕様（水道施設工事共通仕様書）に適合する機器材の設計、製作が可能であること。
なお、自社で設計し、他企業で製作している場合は、品質管理面において技術的に関与していること。
- （２）申請する指定品目の製品は、別表－２「申請資格要件及び納入実績一覧」に記載の条件を満たしていること。
- （３）品質管理体制が設計、製作部門から独立していること。
また、機器の機能および性能の確認検査が日本国内で行えること。
- （４）申請機器の故障、事故等に対して、緊急かつ短時間で対応できるアフターサービス体制を有していること。
- （５）製品の品質管理をはじめとしたあらゆる申請内容について、一切のデータの改ざんなど不適切行為または、虚偽報告を行っていないこと。

3 申請書類の受付

申請書類について、下記のとおり資料を準備し、事前に担当とアポイントを取った上で、提出場所に持参してください。また、提出に際して、次の点に留意してください。

（１）受付日時

公表日から12月12日まで（土・日曜日、祝日を除く）

午前10時から正午、午後1時から午後4時30分まで

（２）提出場所

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟9階 大阪市水道局工務部設備課

（３）提出形式

PDFデータの申請書一式を保存したCD-R等の電子記録媒体を1部提出してください。

また、審査申請書一覧および本要領で定めている様式のうち、紙資料での提出を必要とする書類については、データとともに、紙資料をファイル等に綴じた状態で提出してください。加えて、110円切手を貼った定形郵便封筒1通（審査結果通知書送付用）を併せて提出してください。（複数品目の申請を一度に行う場合でも定形郵便封筒は1通で差し支えありません。）

（４）電子記録媒体の取扱い

提出するCD-R等の電子記録媒体は、原則として新品を使用してください。

また、PDFファイルの申請書は、電子記録媒体に保存する前にウィルスチェックを

行い、ウィルスに感染していないことを確認の上、提出する電子記録媒体に保存してください。

なお、ウィルスチェックを行うウィルス対策ソフトは、定義を最新データに更新したものを使用してください。また、提出する電子記録媒体には、「①社名」「②申請品目（複数の場合は全て記載）」「③使用したウィルス対策ソフト名」「④ウィルス対策ソフトの定義更新日」「⑤ウィルスチェック実施日」を記載してください。

(5) 申請書類受付の担当（本要領についての問い合わせ先）

大阪市水道局工務部設備課（企画調整）TEL 06-6616-5551

4 申請書類の作成要領

(1) 体裁

CD-R等の電子記録媒体に保存するデータは、申請品目毎にフォルダを作成し、さらにその中に下記(3)以降に示す見出しNo.のフォルダを作成し、必要なデータをPDF形式で保存してください。

(2) 審査申請書一覧（別表－3）（紙資料およびデータを提出）

担当者氏名・連絡先、申請品目、事由項目、提出書類等を記入してください。

なお、複数品目について申請を行う場合は、申請する品目ごとに1部ずつ提出してください。

(3) 申請書様式（見出しNo.1）（データを提出）

ア 施設資材供給者承認申請書（様式－1）または施設資材供給者承認更新届（様式－5）

承認申請書に必要事項を記入してください。既に施設資材供給者として承認されている企業は、承認更新届に必要事項を記入してください。

なお、複数品目について申請を行う場合は、全ての申請資材を記載した承認申請書または承認更新届を1部提出してください。

イ 誓約書（様式－2）

誓約書に必要事項を記入してください。複数品目について申請を行う場合でも、アと同様に1部を提出してください。

(4) 企業体制（見出しNo.2）（データを提出）

ア 企業経歴書及び企業案内（パンフレットでも可）

経歴、資本金、営業（製作）品目、本社所在地、大阪市を担当する支社又は営業所在地、企業組織図、資本提携、業務提携、OEM供給先等を記載してください。

なお、組織図については、申請品目の設計担当部署、製作担当部署、品質管理（検査）担当部署並びに申請品目及び関連機器の製品開発担当部署（独立している場合）が記載されたものとします。

イ 直近の経営事項審査結果書の写し

建設業法第27条の23第1項の規定に基づく直近の経営事項審査の結果書の写しを提出してください。

なお、経営事項審査結果書の写しでの提出を基本としますが、当該資料の提出が困難な場合、直近2か年の財務諸表の提出をもって代えることができます。ただし、経営事項審査結果書の写しを提出した場合と比較して、評点は概ね低くなります。

(5) 申請品目の納入実績（見出しNo.3）（データを提出）

ア 納入実績表（様式－3）

申請する指定品目の納入実績については、別表－2「申請資格要件及び納入実績

一覧」に記載の条件を満たしているものについて、申請品目の名称、発注者、納入先、工事名称、当該品目に係る契約金額、納入年月、元請／下請の区分、処理能力等を記入してください。

- (6) 申請品目の製造体制（見出しNo.4）（データを提出）
 - ア 製作工場の名称、所在地
 - イ 設計担当部署、製作担当部署の体制表（人数、資格等）
 - ウ 工場内配置、主な製造設備機器の種類及び各製造工程別の写真
 - エ 製品図面及び製品仕様（申請品目の納入実績に記載したものとしします。）
- (7) 品質管理基準（見出しNo.5）（データを提出）
 - ア 社内品質管理基準、品質管理（検査）担当部署の体制表（人数、資格等）
 - イ ISO9001（品質マネジメントシステム）、ISO14001（環境マネジメントシステム）
取得している場合は、取得登録証、付属書の写しを提出してください。
 - ウ 協力企業名、業務範囲とその理由、協力企業との契約書等の写し
製作工程に協力企業がある場合は、それぞれ提出してください。
- (8) 社内安全管理基準（見出しNo.6）（データを提出）
 - ア 社内安全管理基準、安全管理体制表
- (9) 申請品目のアフターサービス体制（見出しNo.7）（データを提出）
 - ア 技術者の拠点、人数と資格
 - イ 緊急連絡体制表（担当者、連絡先、24時間対応の緊急連絡先を含む）
 - ウ 協力企業名、業務範囲、協力企業との契約書の写し、人数と資格
アフターサービスに協力企業がある場合は、それぞれ提出してください。
- (10) 申請品目に係わる技術開発（見出しNo.8）（データを提出）
 - ア 最近5年間程度の投稿論文、報告書、技術資料（特許並びに実用新案、新技術等）
その他資料（省エネルギー、環境対策等）
 - イ 水道展、工業展等への出展資料
- (11) 他都市等における指定状況（見出しNo.9）（データを提出）
当局を除く、国、地方公共団体及びその他公益法人の指定状況が確認できる書面の写し

5 審査方法

審査は、企業体制、納入実績、製造体制、品質管理、安全管理、アフターサービス体制、技術開発及び他都市指定状況を評点化し、合格点以上の得点を得た企業を資材供給者として承認します。

- (1) 企業体制
企業の概要及び体制を確認し、企業の総合力を経審総合評定値を基に評点化します。
- (2) 納入実績
 - ア 納入実績を確認し、実績件数により評点化します。
 - イ 水道への納入実績を求めている品目では、上水道または工業用水道施設とその他の実績を区分けした上で、評点化します。
 - ウ 納入実績が満たされない場合は、失格とします。
- (3) 製造体制
 - ア 申請機器の設計、製作体制について確認し、評点化します。
 - イ 自社で設計し、他企業で製作している場合は、品質管理等に技術的に関与していることを確認します。

- ウ 工場での製造体制及び製作状況を確認し、当局仕様に対応した機器製作が可能かを確認します。
- エ 自社で設計し、品質管理面で技術的に関与していることが確認できない場合は、失格とします。
- (4) 品質管理基準
 - ア 品質管理及び検査の体制について確認し、評点化します。
 - イ 品質管理基準、検査基準が定められていることを確認します。
 - ウ ISO9001、ISO14001の取得状況を確認します。
 - エ 品質管理体制が設計製作部門から独立していない場合、また品質管理基準、検査基準が定められていない場合は失格とします。
- (5) 安全管理
 - ア 工場内の安全管理が行われる体制が存在し、機能していることを確認します。
 - イ 安全管理基準が定められていない場合は、失格とします。
- (6) アフターサービス体制
 - ア サービス拠点の所在地、緊急連絡体制の内容を評価し、評点化します。
 - イ アフターサービス体制及び技術者を配置しているサービス拠点の所在地を確認します。
 - ウ 24時間対応の緊急連絡体制の有無を確認します。
 - エ アフターサービス体制及び24時間対応の緊急連絡体制が構築されていない場合は、失格とします。
- (7) 技術開発
 - 技術開発への取り組み姿勢を確認し、評点化します。
- (8) 他都市等における指定状況
 - 他都市等における指定状況を確認し、評点化します。

6 注意事項

- (1) 資材供給者として承認された後、次のいずれかに該当した場合は、関連する製品に対する承認を取り消す場合があります。なお、承認の取消期間は、個別の事情を勘案しますが、次のいずれかに該当することが判明した次年度から5年間を基本とします。ただし、エ又はクに該当した場合は、すべての製品に対する承認を直ちに取消します。
 - ア 資材供給者が、承認の要件に適合しなくなったとき
 - イ 資材供給者が、申請内容の変更等を怠ったとき
 - ウ 資材供給者が、承認の辞退を申し出たとき
 - エ 承認申請書に虚偽の内容があったとき
 - オ 当局の購入及び発注工事における資機材の納入に関し、事故、不正又は不誠実な行為があったとき
 - カ 承認製品の使用により、資材供給者の責に帰すべき事由によって当局に重大な損害または不具合が生じたとき
 - キ 当局に納入した資機材に対するその後の維持管理・アフターサービスにおいて、資材供給者の責に帰すべき事由によって当局に重大な損害または不具合が生じたとき
 - ク 資材供給者が不渡手形の発行等により、経営及び信用の状況が著しく悪化したとき
 - ケ その他、資材等審査委員会が認める場合
- (2) 提出された申請書類は、返却しません。
- (3) 承認有効期間は、申請を受理した年度の翌年度から令和11年度までです。

- (4) 承認された後に、企業合併（分社）、名称変更、生産中止等により申請内容に変更が生じる場合は、施設資材供給者承認事項変更届（様式－４）を提出してください。
- (5) 既に承認されている資材供給者が承認継続を希望する場合は、承認有効期間の最終年度に案内される公募期間に、施設資材供給者承認更新届（様式－５）を含む本要領内「４ 申請書類の作成要領」に記載の必要書類を提出してください。当局の定める申請期間内に書類が提出されない場合は、承認を辞退したものとみなします。
- (6) 既に承認されている資材供給者が、承認有効期間中に承認の辞退を希望する場合は、施設資材供給者承認辞退申請書（様式－６）を提出してください。
- (7) 書類審査において、製造体制が十分に確認できないときなど、工場（製品）立会検査を実施する場合は、別途連絡をしますので、工場（製品）立会検査申請書（様式－７）に以下の書類を添付して提出してください。

- ア 検査要領書
- イ 検査スケジュール
- ウ 検査チェック用紙
- エ 検査場所までの交通機関説明書
- オ 最寄り駅からの詳細位置図

また、工場（製品）立会検査時には、当局が派遣する検査員が検査を行っている状況の写真撮影を行い（検査日時、検査内容の説明、製品名、資材供給者名等を明記した黒板等と検査員を写す）、工場及び製品検査の結果とともに提出してください。

別表－１ 指定品目一覧

１ 電気設備

No.	機器材名称
E－１	特別高圧受変電装置（22kV及び77kV）
E－２	金属閉鎖形スイッチギヤ（3.3kV及び6.6kV）
E－３	電動機・発電機（高圧）
E－４	V D T監視制御装置
E－５	情報処理装置
E－６	オゾン発生器（円筒多管式）（単体発生容量3.0kg/h以上）
備考	実績の条件については、別表－２「申請資格要件及び納入実績一覧」に記載の条件を満たしていること。

２ 機械設備

No.	機器材名称
M－１	主ポンプ ^{注１}
M－２	リンクベルト式スラッジ掻寄機
備考	実績の条件については、別表－２「申請資格要件及び納入実績一覧」に記載の条件を満たしていること。

注１：主ポンプとは、取水ポンプ、揚水ポンプ、送水ポンプ、配水ポンプ、洗浄（表洗、逆洗）ポンプ及び洗浄排水（返送）ポンプに該当するポンプをいう。

別表－２ 申請資格要件及び納入実績一覧

対象機器	申請資格要件	納入実績期間	納入実績 (最大20件)	実績の条件
E－１ 特別高圧受変電装置 (22kV及び77kV) E－２ 金属閉鎖形スイッチギヤ (3.3kV及び6.6kV) E－３ 電動機・発電機（高圧）	当局を含む、国、地方公共団体及びその他公益法人への納入で、１年以上の稼動実績があるもの	過去10か年	３件以上	—
E－４ VDT監視制御装置 E－５ 情報処理装置				上水道または工業用水道において、処理能力（施設能力もしくはポンプ定格容量の合計）が5万m ³ /日以上の実績を１件以上含む
E－６ オゾン発生器 (円筒多管式) (単体発生容量3.0kg/h以上)		問わない	１件以上	上水道または工業用水道において、単体での発生容量が3.0kg/hを超える機器の納入実績を１件以上含む
M－１ 主ポンプ ^{注１})		過去15か年	３件以上	上水道または工業用水道における納入実績を１件以上含む
M－２ リンクベルト式 スラッジ掻寄機				上水道または工業用水道において、凝集沈でん池１池あたり計画水量が1万m ³ /日以上の実績を１件以上含む

注１：主ポンプとは、取水ポンプ、揚水ポンプ、送水ポンプ、配水ポンプ、洗浄（表洗、逆洗）ポンプ及び洗浄排水（返送）ポンプに該当するポンプをいう。

別表－3

審査申請書一覧

申請日	令和 年 月 日	企業名				担当者				
						連絡先				
						TEL :				
						Mail :				
申請品目 (申請する品目に○をつけてください)	電気	特別高圧受変電装置	金属閉鎖型スイッチヤ	電動機発電機	VDT監視制御装置	情報処理装置	オゾン発生器			
	機械	主ポンプ	リンクベルト式スラッパ掻き機							
事由項目	更新 ・ 新規									
内訳			内容			提出有無	掲載箇所			
例			資料	経歴		有	5ページ目中段 右側			
体裁	体裁	審査申請書一覧		封筒						
見出しNo.1	申請書様式	承認申請書		様式－1						
		または更新届		様式－5						
		誓約書		様式－2						
見出しNo.2	企業体制	企業経歴書 (パノフレット)		経歴						
				資本金						
				営業(製作)品目						
				本社所在地						
				大阪市担当部署所在地						
				企業組織図						
				資本提携						
				業務提携						
				OEM供給先						
		経営審査		経営審査結果書の写し						
見出しNo.3	納入実績	納入実績表		様式－3 (実績件数は1～20件を記入)						
見出しNo.4	製造体制	製作工場		名称、所在地						
		設計担当部署		体制表(人数・資格等)						
		製作担当部署		体制表(人数・資格等)						
		工場配置		工場内配置						
				製造設備機器の種類						
		製品図面		製造工程別の写真						
見出しNo.5	品質管理基準	基準・体制表		製品仕様						
				社内品質管理基準						
		ISO取得登録証・付属書		体制表(人数・資格等)						
				ISO9001						
				ISO14001						
		協力企業		協力企業名						
見出しNo.6	安全管理	基準・体制表		理由						
				契約書の写し						
				安全管理基準						
				安全管理体制表						
見出しNo.7	アフターサービス	アフターサービス		技術者の拠点						
				人数と資格						
				緊急連絡体制表(24時間)						
				協力企業名						
				業務範囲						
見出しNo.8	技術開発	投稿論文等		契約書の写し						
				人数と資格						
				投稿論文・報告書等						
		出展		水道展・工業展への出展資料						
見出しNo.9	指定状況	他都市指定状況		指定状況が確認できる書面の写し						

以上の書類を提出いたします。

令和 年 月 日

大阪市水道局長

申請者
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

施設資材供給者承認申請書

令和 6 年度大阪市水道局施設資材供給者の募集について、承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 申請資材（指定品目）

（該当する品目の□に☑を入れてください）

- ☐ 【E－1】 特別高圧受電装置（22kV及び77kV）
- ☐ 【E－2】 金属閉鎖形スイッチギヤ（3.3kV及び6.6kV）
- ☐ 【E－3】 電動機・発電機（高圧）
- ☐ 【E－4】 V D T 監視制御装置
- ☐ 【E－5】 情報処理装置
- ☐ 【E－6】 オゾン発生器（円筒多管式）（単体発生容量3.0kg/h以上）
- ☐ 【M－1】 主ポンプ
- ☐ 【M－2】 リンクベルト式スラッジ掻寄機

2 添付書類

- ・ 誓約書
- ・ 審査申請書一覧及び記載のもの一式

令和 年 月 日

大阪市水道局長

申請者
住 所
商号又は名称
代表者名

誓約書

貴局が当社製品を水道用資材として使用または貸渡しするなどに際し、工業所有権を侵害し、または不正競争に該当するとして第三者と紛争が生じた場合、次の項目について誓約致します。

記

- 1 責任のすべては当社にあり、その第三者との間で責任をもって解決し、貴局には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 2 当社製品を使用または貸渡しなどをしたことにより、貴局が差止請求、信用回復措置請求を受けた場合、当社はその一切の費用を負担し、また貴局が損害賠償請求、補償金請求を受けた場合、その支払金額を補填いたします。

納入実績表

(申請品目の名称：)

年度	発注者	納入先	工事名称	契約金額 (千円)	納入年月	元請／下請 の区分	処理能力 (m^3 ／日)	納入機器の主な仕様等

全ての申請品目について、当該工事の施設能力もしくはポンプ定格容量の合計を記載すること。ただし、オゾン発生器については、単体の発生容量（ $\text{k g} / \text{h}$ ）を記載すること。リンクベルト式スラッジ掻寄機については、凝集沈でん池1池あたりの計画水量を記載すること。

令和 年 月 日

大阪市水道局長

申請者
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

施設資材供給者承認事項変更届

令和６年度に大阪市水道局施設資材供給者として承認された内容の内、下記の事項について変更しますので届出します。

なお、下記事項を除く内容については、既に承認されている内容と相違ありません。

記

１ 申請資材（指定品目）

（該当する品目の□に☑を入れてください）

- ☐ 【E－１】 特別高圧受電装置（22kV及び77kV）
- ☐ 【E－２】 金属閉鎖形スイッチギヤ（3.3kV及び6.6kV）
- ☐ 【E－３】 電動機・発電機（高圧）
- ☐ 【E－４】 V D T監視制御装置
- ☐ 【E－５】 情報処理装置
- ☐ 【E－６】 オゾン発生器（円筒多管式）（単体発生容量3.0kg/h以上）
- ☐ 【M－１】 主ポンプ
- ☐ 【M－２】 リンクベルト式スラッジ掻寄機

２ 変更事項

３ 変更理由

４ 添付書類（変更内容を裏付ける書類等）

令和 年 月 日

大阪市水道局長

申請者
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

施設資材供給者承認更新届

令和 6 年度大阪市水道局施設資材供給者の募集について、承認の更新をしたいので届出します。

記

1 申請資材（指定品目）

（該当する品目の□に☑を入れてください）

- ☐ 【E－1】 特別高圧受電装置（22kV及び77kV）
- ☐ 【E－2】 金属閉鎖形スイッチギヤ（3.3kV及び6.6kV）
- ☐ 【E－3】 電動機・発電機（高圧）
- ☐ 【E－4】 V D T 監視制御装置
- ☐ 【E－5】 情報処理装置
- ☐ 【E－6】 オゾン発生器（円筒多管式）（単体発生容量3.0kg/h以上）
- ☐ 【M－1】 主ポンプ
- ☐ 【M－2】 リンクベルト式スラッジ掻寄機

2 添付書類

- ・ 誓約書
- ・ 審査申請書一覧及び記載のもの一式

令和 年 月 日

大阪市水道局長

申請者
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

施設資材供給者承認辞退申請書

令和 年 月 日付の施設資材供給者の承認に関して、辞退したい
ので下記のとおり申請します。

記

1 申請資材（指定品目）

（該当する品目の□に☑を入れてください）

- ☐【E－1】特別高圧受電装置（22kV及び77kV）
- ☐【E－2】金属閉鎖形スイッチギヤ（3.3kV及び6.6kV）
- ☐【E－3】電動機・発電機（高圧）
- ☐【E－4】VDT監視制御装置
- ☐【E－5】情報処理装置
- ☐【E－6】オゾン発生器（円筒多管式）（単体発生容量3.0kg/h以上）
- ☐【M－1】主ポンプ
- ☐【M－2】リンクベルト式スラッジ掻寄機

2 辞退理由

令和 年 月 日

大阪市水道局長

申請者
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

工場（製品）立会検査申請書

下記のとおり工場（製品）立会検査を申請します。

記

- 1 日時 令和 年 月 日 時 分～ 時 分
- 2 場所 工場名
 所在地
 電話番号
- 3 製品名
- 4 形質及び寸法
- 5 検査内容
- 6 添付書類